

個人番号の利用及び特定個人情報の提供について

1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、条例で定めることにより福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務における個人番号の利用及び同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供ができるとされました。

このことから、市民の利便性向上や行政事務を効率化するため、番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定します。

2 個人番号の利用の基本的な考え方

(1) 法定事務以外の事務

番号法別表第1の下欄に掲げる事務（以下「法定事務」という。）以外の事務で個人番号を利用する場合は、次のいずれかに該当する場合とします。

ア 法定事務と一体的に実施されるなどの理由で、個人番号を利用しないと事務の遂行に支障をきたすこととなる場合

イ 他の行政機関等との間で個人番号を利用した情報の照会・提供を行うことにより、市民の利便性が向上する場合

また、市長の機関に係る具体的な法定事務以外の事務（以下「独自事務」という。）は、次の表のとおりとします。

	事務
1	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2	津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	津市福祉医療費等の助成に関する条例による一人親家庭等の医療

	費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	津市福祉医療費等の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	津市福祉医療費等の助成に関する条例による妊産婦の医療費及び健康診査費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6	津市福祉医療費等の助成に関する条例による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	健康増進法（平成14年法律第103号）に準じて行うがん検診に関する事務であって規則で定めるもの
8	健康増進法に準じて行う健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
9	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による結核に係る健康診断に関する事務であって規則で定めるもの
10	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による乳児家庭全戸訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
11	妊娠出産包括支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
12	高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 番号法別表第2に規定のない情報連携

市長の機関内において、法定事務を処理のための番号法別表第2に規定のない情報連携及び独自事務を処理するための情報連携を行えるようにします。また、具体的な情報連携の内容は、次の表のとおりとします。

	事務	特定個人情報
1	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に

	害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）若しくは住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5	公営住宅法による公営住宅の	外国人生活保護関係情報であつ

	管理に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
6	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7	国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12	高齢者の医療の確保に関する	生活保護関係情報又は外国人生活

	法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 6	子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 7	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要	生活保護関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した

	する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険給付関係情報、住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報
--	--	---

		又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
1 8	津市福祉医療費等の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 9	津市福祉医療費等の助成に関する条例による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 0	津市福祉医療費等の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 1	津市福祉医療費等の助成に関する条例による妊産婦の医療費及び健康診査費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 2	津市福祉医療費等の助成に関する条例による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(3) 番号法別表第 2 に規定のある情報連携

市の同一機関内において、番号法別表第 2 に規定される範囲で行われる同法第 1 9 条第 7 号の規定に基づく他の行政機関等との情報の照会・提供

と同じ内容の情報連携を行えるようにします。

3 特定個人情報の提供の基本的な考え方

市長と教育委員会との間で行われる情報の照会・提供について、情報提供ネットワークを介さずに情報連携を行えるようにします。

また、具体的な情報のやり取りは、次の表のとおりとします。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

4 今後の対応について

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての議案を平成27年第4回津市議会定例会へ提出する予定です。

○番号法別表第1について

個人番号を利用できる機関と事務を規定している。

【別表第1（抜粋）】

（上欄）	（下欄）
十 都道府県知事 又は市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による 予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの
十二 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者 支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの
十六 都道府県知事 又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの 法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方 税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する 事務であって主務省令で定めるもの

○番号法別表第2について

他機関との情報連携を行う情報照会者、情報提供者、特定個人情報の提供を
必要とする事務、提供する特定個人情報を規定している。

【別表第2（抜粋）】

（第1欄）	（第2欄）	（第3欄）	（第4欄）
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
十八 市町村長	予防接種法による給 付の支給又は実費の 徴収に関する事務で あって主務省令で定 めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住 民票関係情報であって 主務省令で定めるもの
二十 市町村長	身体障害者福祉法に よる障害福祉サービ ス、障害者支援施設 等への入所等の措置	市町村長	住民票関係情報であつ て主務省令で定めるも の

	又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
二十七 市 町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの